

船橋市

公共サインガイドライン



船橋市



船橋駅周辺案内地図



目 次

序 章. 公共サインガイドラインについて	
1. 策定の目的 -----	1
2. ガイドラインの位置づけ -----	2
第1章. 公共サインガイドラインの基本的な考え方	
1. 基本方針 -----	3
2. 公共サインガイドラインの対象 -----	4
3. 公共サインガイドラインの対象施設 -----	5
4. 公共サインの適用範囲 -----	6
5. 公共サインの方針 -----	7
(1) デザインの考え方 -----	7
(2) 公共サインシステムの考え方 -----	8
(3) 経路の考え方 -----	10
(4) 設置の考え方 -----	11
(5) 案内地図の表示の考え方 -----	14
(6) 多言語表記の考え方 -----	16
第2章. 公共サインガイドラインの基準	
1. 案内サインの形状 -----	17
(1) 案内サインの形状 -----	17
(2) 案内サインの表示内容 -----	19
(3) 案内地図・広域図の共通事項 -----	25
(4) 文字サイズ -----	33
2. 誘導サインの形状 -----	36
(1) 誘導サインの形状 -----	36
(2) 表示面とデザイン -----	37
(3) 文字サイズ -----	38
3. ユニバーサルデザインへの配慮 -----	39
(1) 公共サインへの表示 -----	39
(2) 視覚障害者への対応 -----	40

第3章. 公共サイン共通基準

1. 書 体 -----	41
2. 言語表記 -----	43
(1)日本語表記 -----	43
(2)外国語表記 -----	45
3. 色 彩 -----	48
4. 矢 印 -----	50
5. ピクトグラムの表記 -----	51

第4章. 公共サインの設置主体と維持・管理

1. 公共サインの設置主体 -----	53
2. 公共サインの維持・管理 -----	54
(1)公共サインの維持 -----	54
(2)情報の維持 -----	55
(3)公共サインの管理 -----	56

1. 策定の目的

船橋市内には、船橋駅を始めとした主要駅の周りに、周辺案内図や駅前広場案内図、触知案内図、公共施設への距離や方向を示す各種公共サインが設置されている。しかし、それらの規格や形状、表記方法や表示内容が統一されていない上、連続的な配置となっていない場合がある。そのため、市民や船橋市への来訪者に対する適切な情報提供が、必ずしもなされていない状況にある。

平成 22 年 3 月に策定した船橋市景観計画では、景観類型ごとに良好な景観の保全と形成に関する方針を定めている。この方針を設定するために、景観形成のテーマ別にガイドラインを策定することを掲げている。また、景観特性と課題の中で、「地域に暮らす人々や広域から訪れる人々にとっての船橋市の道しるべとなる公共サインについても、地域特性に応じた景観形成が求められている。」とあり、公共サインに関するガイドラインの策定が示唆されている。

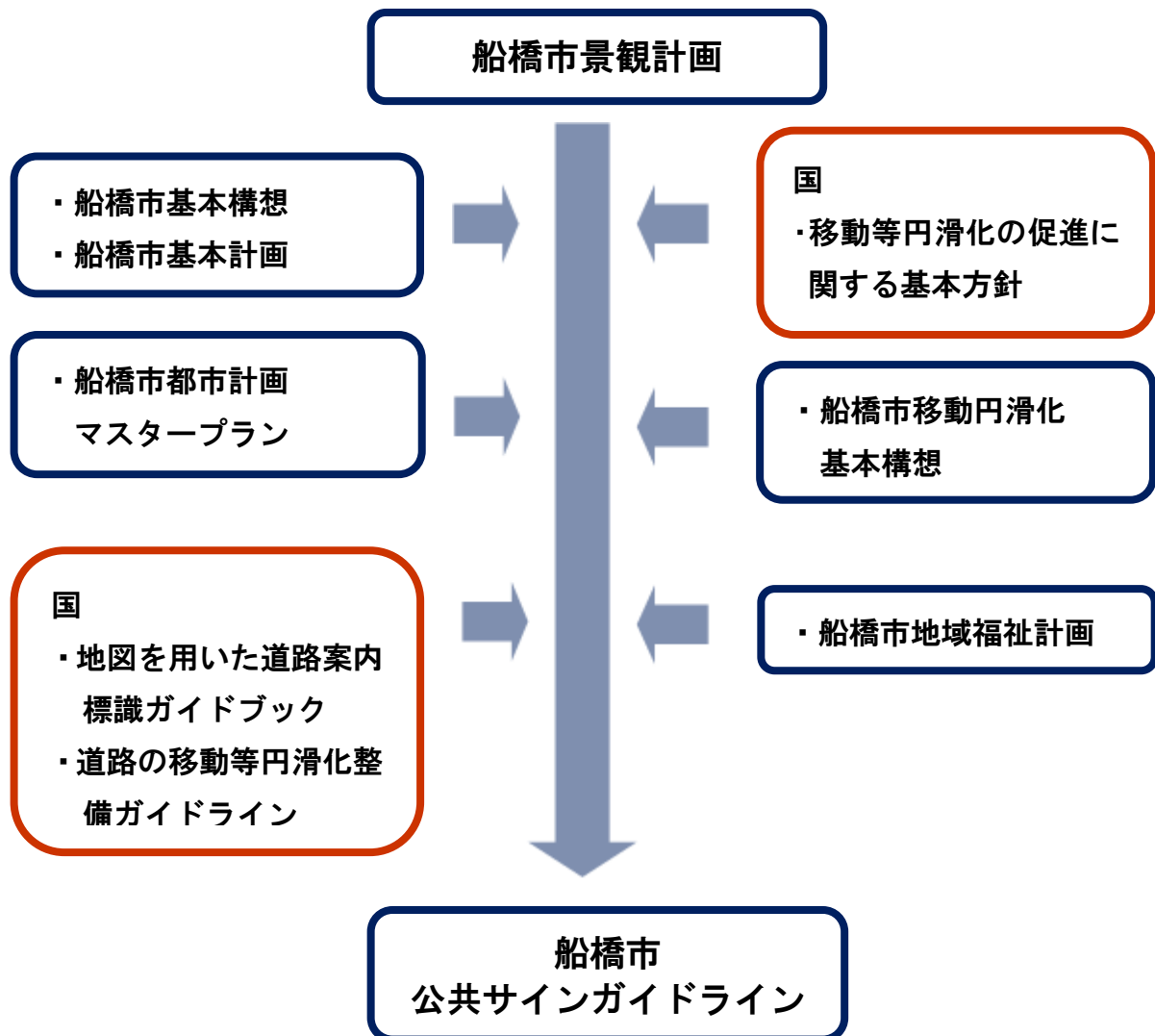
本ガイドラインは、公共空間に設置される公共サインについてユニバーサルデザインの視点を取り入れ基本的な考え方を整理し、移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的とする。

船橋市景観計画 良好な景観の保全と形成の考え方



2. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、船橋市景観計画に基づくガイドラインの一つとして位置づけられ、分かりやすく、景観形成に寄与する公共サインを設置する場合に必要な、設置位置、表示内容、表示基準、構造基準等の基本的な指標を定めるものである。



1. 基本方針

公共サインの整備を行っていくにあたり、以下の4点を基本方針として定める。

①分かりやすいサイン

市民や来訪者、誰が見ても分かりやすいサインとなるよう、必要な場所に必要な情報を設置し、目的の施設まで円滑な誘導を図る。

- ・公共サイン配置システムにより、移動途中で不安や迷いをなくすために、連続的で必要な場所にサインを配置する。
- ・移動のために必要な情報をシンプルに表示し、見やすさを確保する。

②景観に配慮したデザイン

市内の公共サインのデザインや表記を統一することにより、良好な景観を創出する。

- ・景観や周辺環境との調和に配慮しながら、まちなかでの視認性が高いものとするため、不要な機能や装飾を排除したシンプルなデザインとする。

③ユニバーサルデザイン

高齢者、障害者、外国人等、全ての方にやさしい表示となるよう配慮する。

- ・誰もが理解できる分かりやすい図や矢印、ピクトグラムの表示、多言語の表記や使用する文字の書体の読みやすさ等への配慮を行う。

④適切な維持・管理

統一された方法や基準で管理することにより、安全かつ良好な状態を保つ。

- ・公共サインの管理を一元化し管理台帳を作成するとともに、維持管理について定期点検を行い、情報の更新やサインの維持を行う。

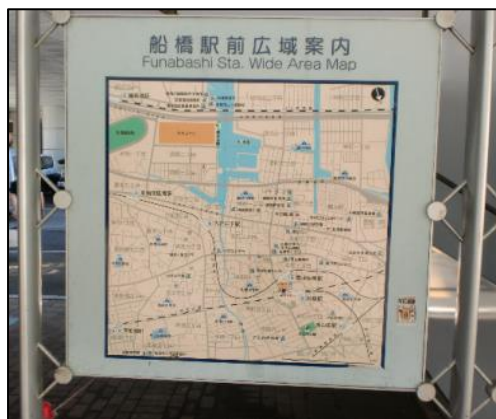
2. 公共サインガイドラインの対象

公共サインは、街の構成や目的地の位置等を視覚的に分かりやすく表示し、歩行者が安全で快適に行動できるよう適切な情報発信を行う役割を持っている。

本ガイドラインは、公共施設の管理者等が、駅から公共施設までの歩行者の誘導案内に必要な公共サインを設置する場合に適用する。なお、本ガイドラインでは、案内サイン（起点サイン、拠点サイン）、誘導サイン、名称サインを対象とする。

①案内サイン

主に地図等を用いて周辺の施設等を案内するもの



②誘導サイン

目的の場所へ誘導するため、矢印等で施設へ案内するもの



③名称サイン

対象施設の前面道路上に設置するもの



※施設、資源等の解説、説明を行うものや、特定の場所で規制、警戒等の注意喚起を行うものは本ガイドラインの対象とはならない。

3. 公共サインガイドラインの対象施設

公共サインガイドラインの対象とする施設は、原則として不特定多数の人が訪れる本市が管理する公共施設とする。

公共サインの対象施設例

市役所、出張所、連絡所

公民館、図書館等の社会教育施設

保健センター等の保健衛生施設

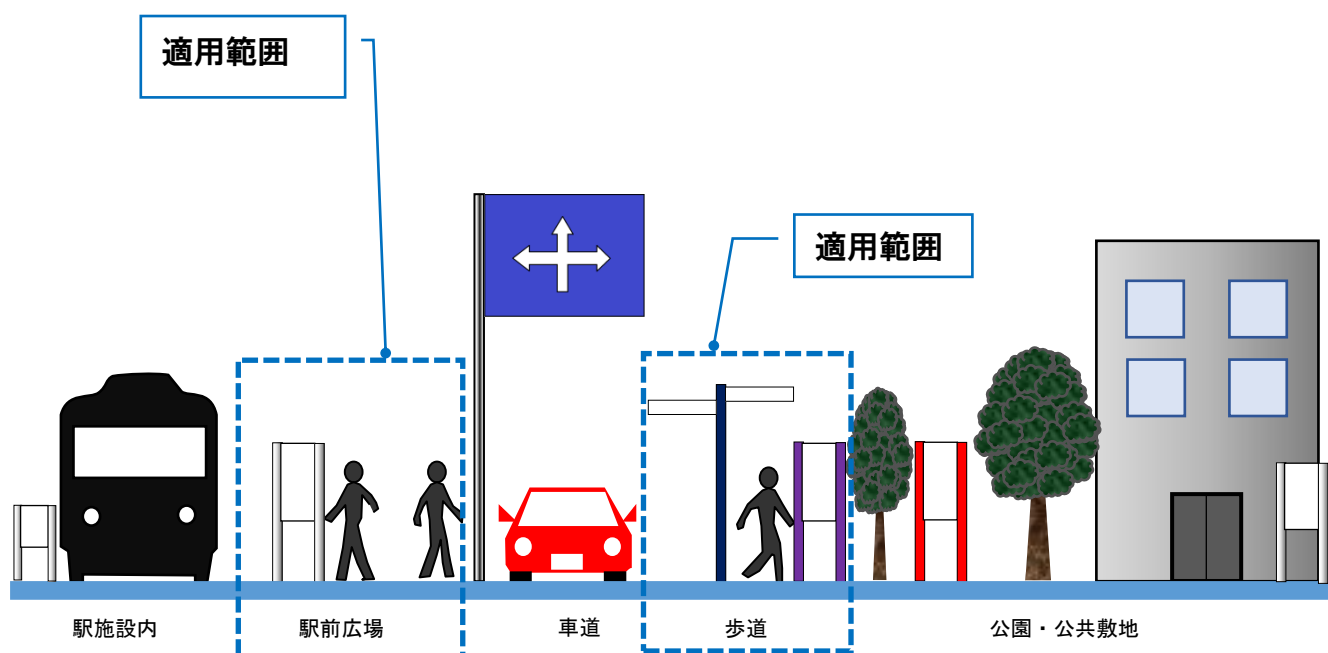
老人福祉センター等の福祉施設

なお、国や千葉県の施設については、本ガイドラインの適用を受けないが、案内サインの地図上では表記される。また、誘導サインを設置する際は本ガイドラインを参考とすることができる。

4. 公共サインの適用範囲

- ①道路（歩道）上に設置するもの
- ②歩行者を対象にするもの
- ③都市の地理的な案内や公共施設等への案内をするもの

対象となる公共サインの範囲



適用除外

以下のサインは、本ガイドラインの適用を受けないが、参考とすることができる。

- ・公園や公共施設の管理者が敷地内に設置、管理するサイン
- ・鉄道事業者が駅施設内に設置、管理するサイン
- ・道路管理者が設置する「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に規定された標識
- ・車両の運転者向けサイン

5. 公共サインの方針

(1) デザインの考え方

公共サインは、道路(歩道)上に設置されるため、サインとして必要な機能を果たすとともに、景観に配慮する必要がある。そのため、サインのデザインに関する方針は次に設定する「サインシステムの表現5原則」を基本とする。

① サインシステムの表現5原則

サインシステムは、特に高齢者や障害者、あるいは外国人等、情報伝達に対する制約を有する人々にとって、見やすく分かりやすいものとなるように検討する必要がある。そのために守るべき表現上の原則が以下の表現5原則である。

単純性	．．．．．	情報をできるだけシンプルに表現
明瞭性	．．．．．	はっきり見える・はっきり読める
連続性	．．．．．	人の動きに応じて繰り返す
統一性	．．．．．	同じ様式で表現する
システム性	．．．	サイン相互の関係性を調整

出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団「公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック」

(平成14年)



② 公共サインの方針

以上から、デザインの考え方を次のように設定する。

- ①情報をできるだけシンプルに表現するとともに、サイン形状もシンプルなものとする。
- ②はっきり見えるサインとはっきり読める文字等で表現する。
- ③人の動きに応じて連続的にサインを配置する。
- ④公共サインは同じ様式で表現し、汎用性、耐用性のある構造体とする。
- ⑤サインの適正配置によって、面的な案内誘導とする。

(2) 公共サインシステムの考え方

本ガイドラインは、市民や来訪者等が起点(駅)から目的地まで歩いて移動する場合を想定し、サイン配置の考え方は、次のとおり設定する。

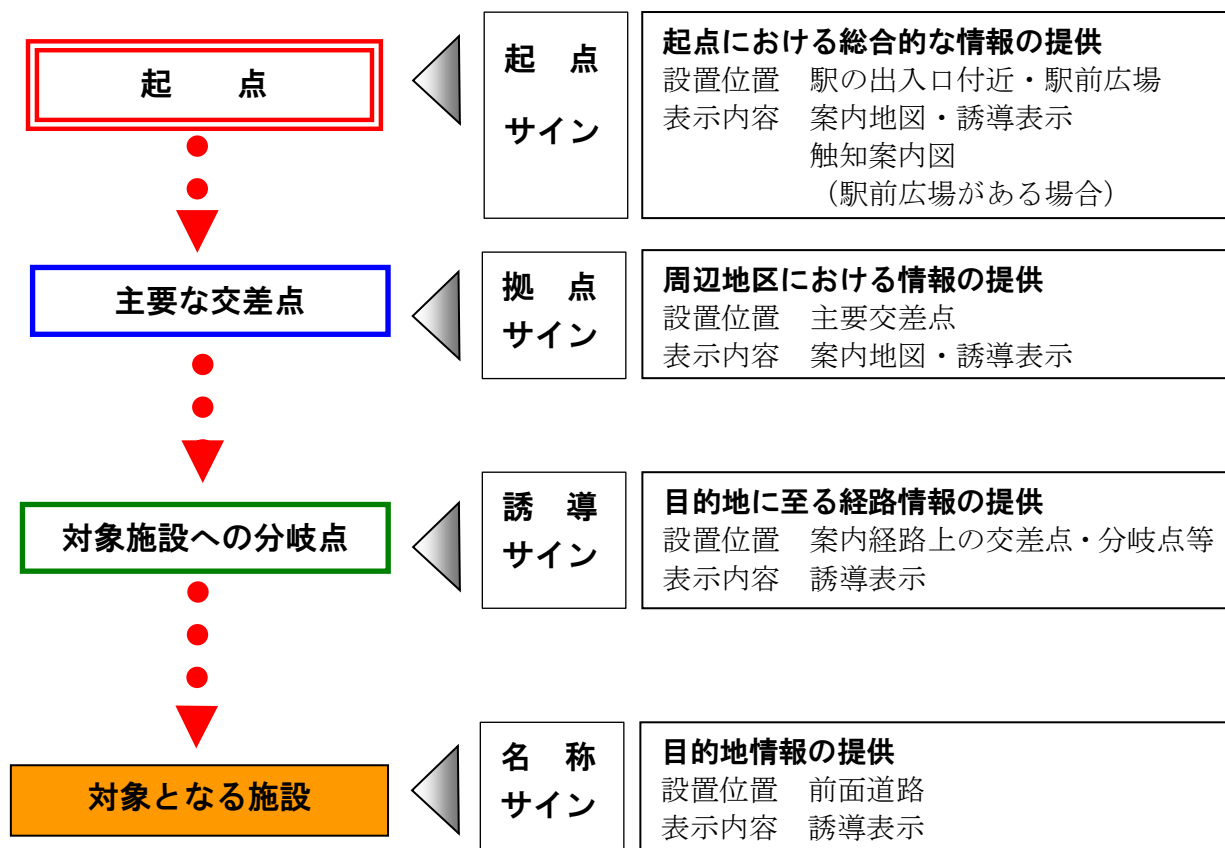
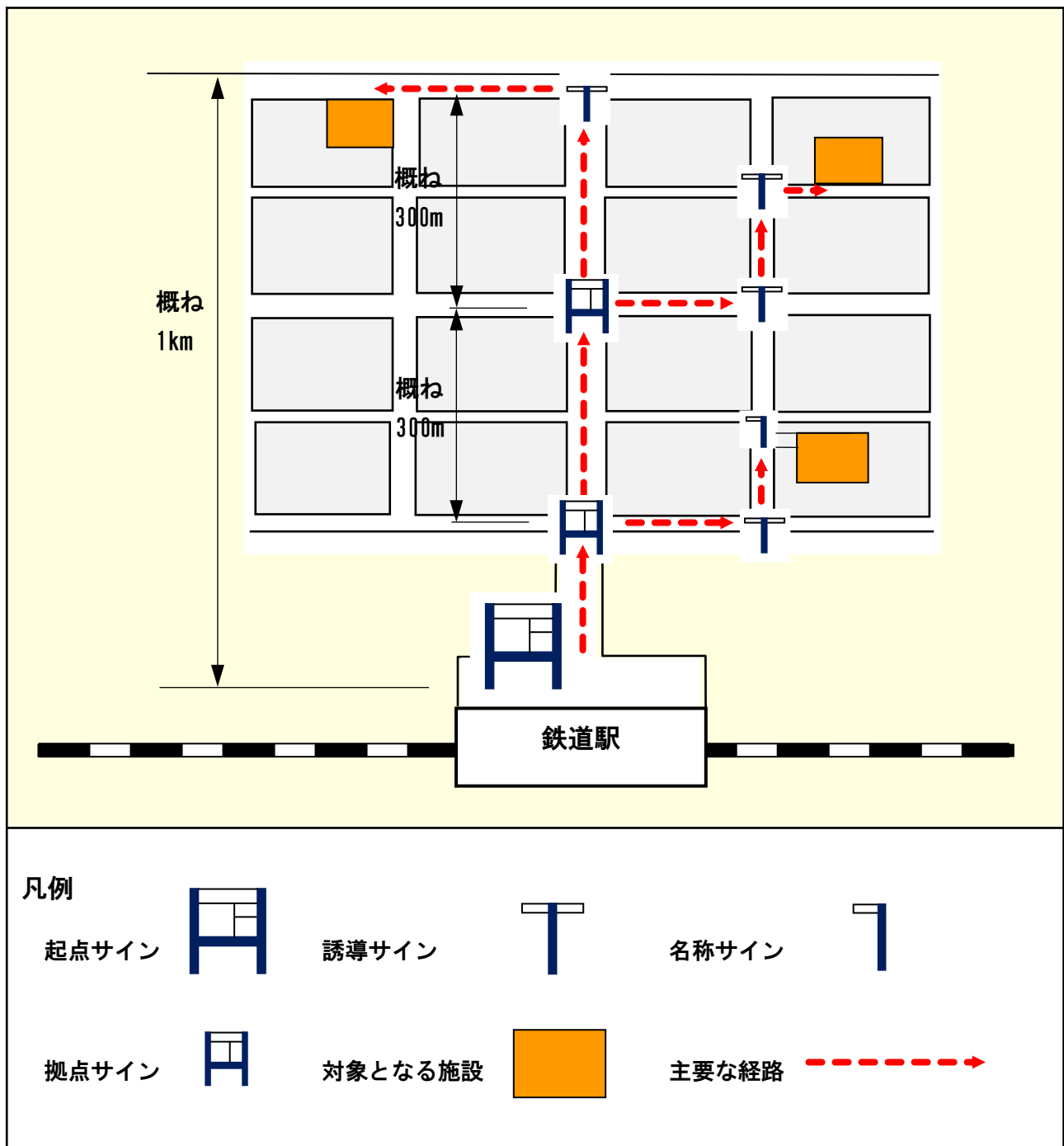


表 サイン配置の基本的な考え方

種別	基本的な考え方		
	設置位置	表示内容	配置間隔
起点サイン	駅の出入口付近 駅前広場	案内地図 誘導表示 触知案内図 (駅前広場がある場合)	駅毎に設置する。
拠点サイン	主要交差点	案内地図 誘導表示	概ね 300mに 1 箇所配置を基本とする。
誘導サイン	案内経路上の交差点 分岐点等	誘導表示	施設を誘導するにあたり必要な箇所に設置する。
名称サイン	前面道路	誘導表示	対象施設となる公共施設毎に設置する。

サイン配置の基本システム図



(3) 経路の考え方

適切な誘導を行うためには、歩行者の視点で「不安」や「迷い」を感じないように設置する必要がある。

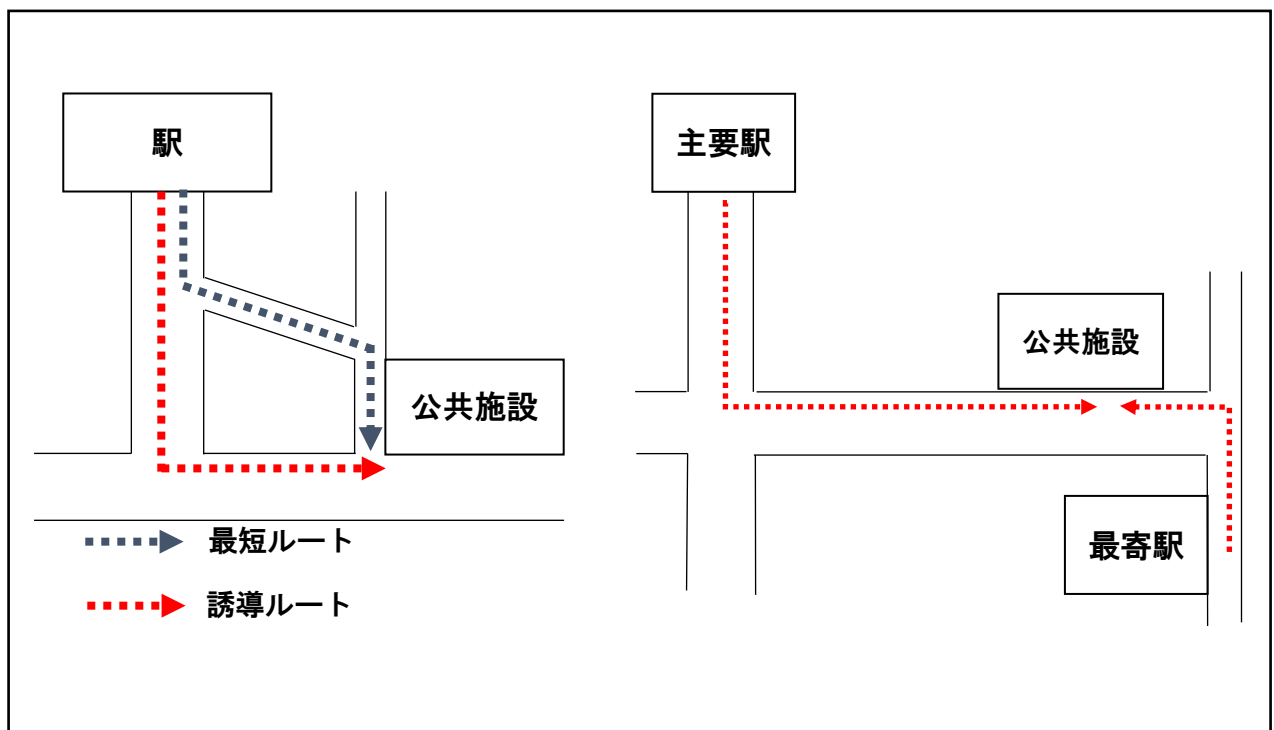
ルート設定

- ・ 起点となる駅から目的地まで、原則として最短ルート又は分かりやすいルートを設定する。
- ・ 船橋市移動円滑化基本構想における特定経路が指定されている場合は、歩行者の安全な移動が確保できる区間として優先的な誘導ルートを設定する。
- ・ 施設への誘導は、最寄駅からを基本とする。ただし、複数駅が近接してある場合、必要に応じて最寄駅ではない主要駅※等からも誘導をすることができる。

※主要駅（船橋駅、西船橋駅、北習志野駅、津田沼駅）

ルート設定の参考例

男女共同参画センターは、京成線の大神宮下駅が最寄駅であるが、主要駅である船橋駅からも誘導をすることができる。



参照：船橋市 「船橋市移動円滑化基本構想」

<http://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/koutsu/007/p000342.html>

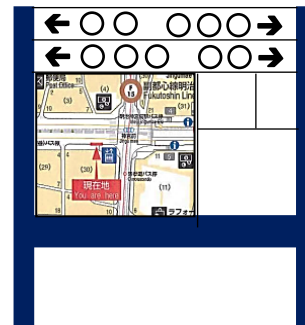
（４）設置の考え方

①起点サイン

起点サインは鉄道駅の入出口付近又は駅前広場に設置するもので、案内地図（1km 四方）と誘導表示（最大4方向）により公共施設案内をする。

バスやタクシーへの乗り換え機能を持つ駅前広場がある場合は、触知案内図を設置する。

起点サイン



②拠点サイン

拠点サインは主要な交差点に設置するもので、案内地図（500m 四方）と誘導表示（最大2方向）により公共施設を案内する。

拠点サインは概ね 300m 間隔で主要な交差点に設置する。

拠点サイン



※概ね 300m：地理情報なしに人が歩ける距離といわれている。

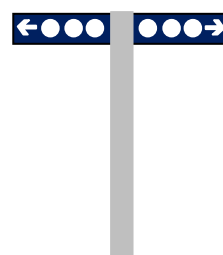
出典：公益財団法人都市づくりパブリックデザインセンターコミュニティサインに関する研究会
「歩行者のためのコミュニティサイン」（平成5年）

主要交差点において、誘導する対象施設が少ない場合、又は道路幅員等から歩行に支障が生じる恐れのある場合等は現地の状況に応じ、誘導サインとすることができる。

③誘導サイン

誘導サインは案内経路上の交差点や分岐点等に設置するもので、矢羽により公共施設の誘導表示をする。

誘導サイン



④名称サイン

名称サインは誘導対象の公共施設の前面道路に設置するもので、矢羽により公共施設の誘導表示をする。

誘導対象の公共施設が道路上から明らかに判断できる場合は、省略することができる。



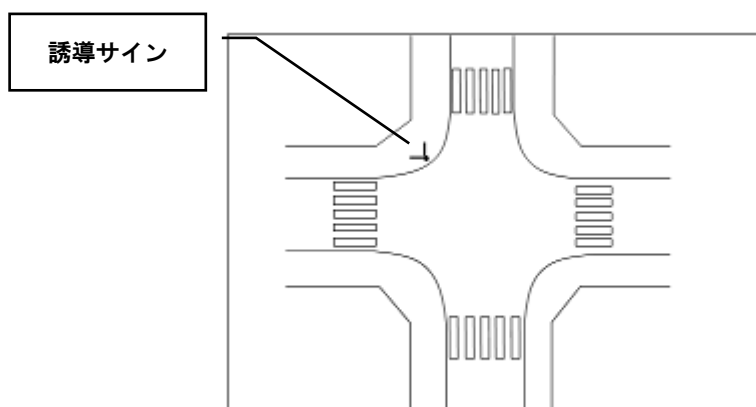
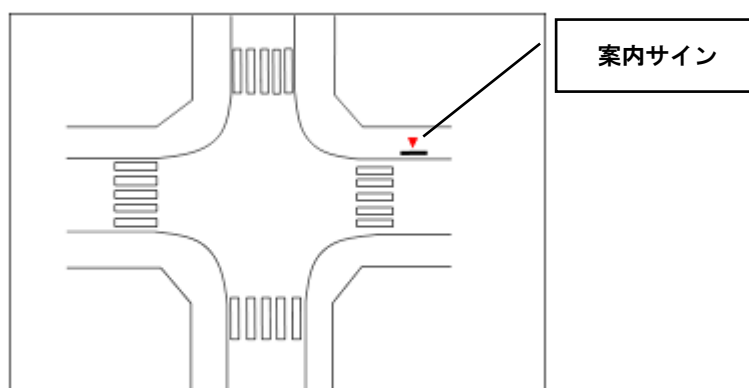
名称サイン

⑤交差点の設置場所

交差点には、案内サイン又は誘導サインの設置は1ヵ所とする。ただし、人の流れに応じて複数設置が必要な場合はこの限りではない。

なお、設置の際の留意点として、歩行者から見て良好な視認性を確保でき、かつ通行の支障とならない場所を選定する。

交差点設置位置の参考例



⑥留意事項

公共サインを設置する場合は、構造計算書等の提出により、安全の確保ができることを確認すること。

公共サインの整備箇所周辺において、類似する案内板がある場合、関係者との調整により情報を整理統合し、案内板の増加を極力招かないように留意する。

⑦その他

道路の幅員、形状から歩行者・車両の通行に支障が生じる恐れがある場合、又は特別な事情がある場合で、必要とする公共サインが設置できない場合は、別途検討することができる。

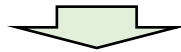
(5) 案内地図の表示の考え方

表示面のサイズ及び表示範囲については、以下のとおりとする。

①地図の範囲

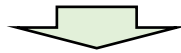
盤面の大きさ

視力の弱い人が表示面から 50 cm の距離で見渡せる範囲が最大で 1m 四方



文字の大きさ

視距離 50 cm での文字の最小サイズ和文 5 mm、英文 4 mm 以上を確保



バリアフリー経路の表示

歩道幅員 3m の場合、地図上では以下の通り

3.0 mm (1/1,000) 1.5 mm (1/2,000)



縮 尺

地図上へのバリアフリー経路の表示、表示施設の文字の記載を考慮すると
1/1,000 程度の大きさ



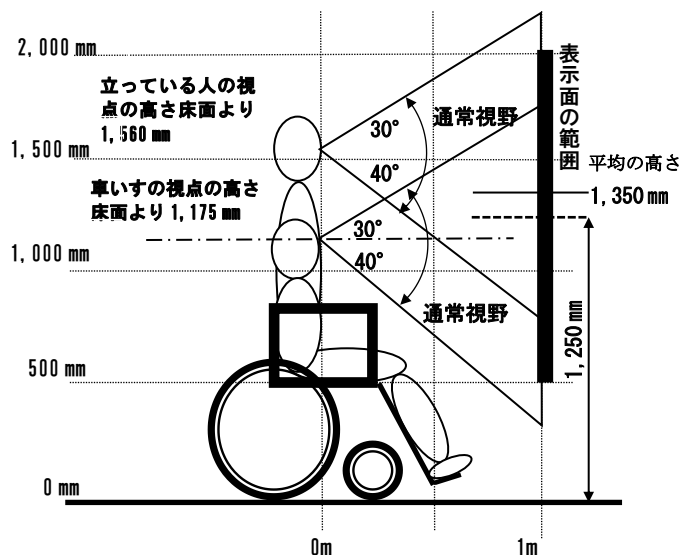
- ・ 起点サインは、1m 四方の盤面に 1km 四方を表示範囲とする。
- ・ 拠点サインは、概ね 300m 間隔の設置となるため、500mm 四方の盤面に 500m 四方を表示範囲とする。

出典：財団法人道路保全技術センター 「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」（平成 15 年）

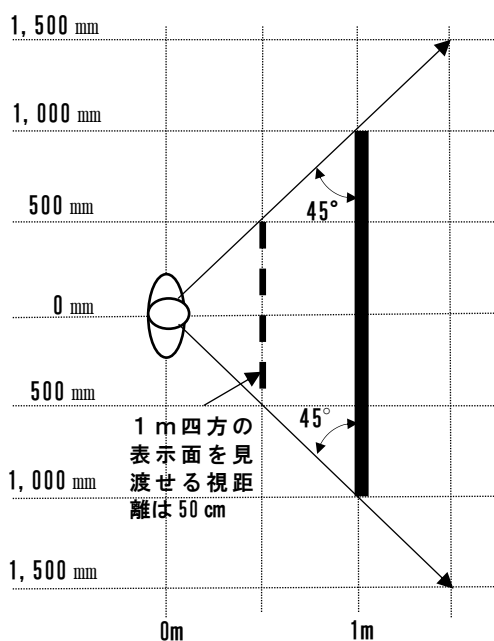
②表示面の高さ

立っている人と車いす使用者の地図上部の見やすさに配慮し、1,250 mmの高さに盤面の中心を設置する。

近くから見るサインの表示面の範囲



水平方向の視方角の範囲



出典：社団法人日本建築学会 「建築設計資料集成」(昭和 55 年)
財団法人道路保全技術センター「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(平成 15 年)

(6) 多言語表記の考え方

- ・言語表記は、日本語・英語・中国語・ハングルとする。
- ・地図内と誘導の表記は、可読性及びレイアウトバランスを考え、日本語と英語とする。
- ・凡例の多言語記載は「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（国土交通省観光庁）」及び「千葉県多言語観光案内板の表記等に関するガイドライン」に準拠する。なお、これらのガイドラインに適切な多言語表記がない場合、英語表記は「FUNABASHI OFFICIAL GUIDE（広報課）」、中国語とハングルは「多言語防災ガイド&マップ（船橋市国際交流協会）」を参考にする。
- ・案内地図と誘導表記の英語表記は「FUNABASHI OFFICIAL GUIDE（広報課）」に準拠する。

表 多言語表記の準拠図書（凡例）

言語	参考図書	発行元
英語	千葉県多言語観光案内板の表記等に関するガイドライン	千葉県
英語 中国語 ハングル	観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン	国土交通省観光庁

表 多言語表記の準拠図書（案内地図、誘導表記）

言語	参考図書	発行元	参考例
日本語	ふなばし市民便利帳	広報課	船橋市役所
英語	FUNABASHI OFFICIAL GUIDE	広報課	Funabashi City Hall

参照：国土交通省観光庁 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年）

<http://www.mlit.go.jp/common/001029742.pdf>

千葉県 「千葉県多言語観光案内板の表記等に関するガイドライン」（平成 27 年）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kankou/tagengoannaiban/documents/honsatsu.pdf>

第2章

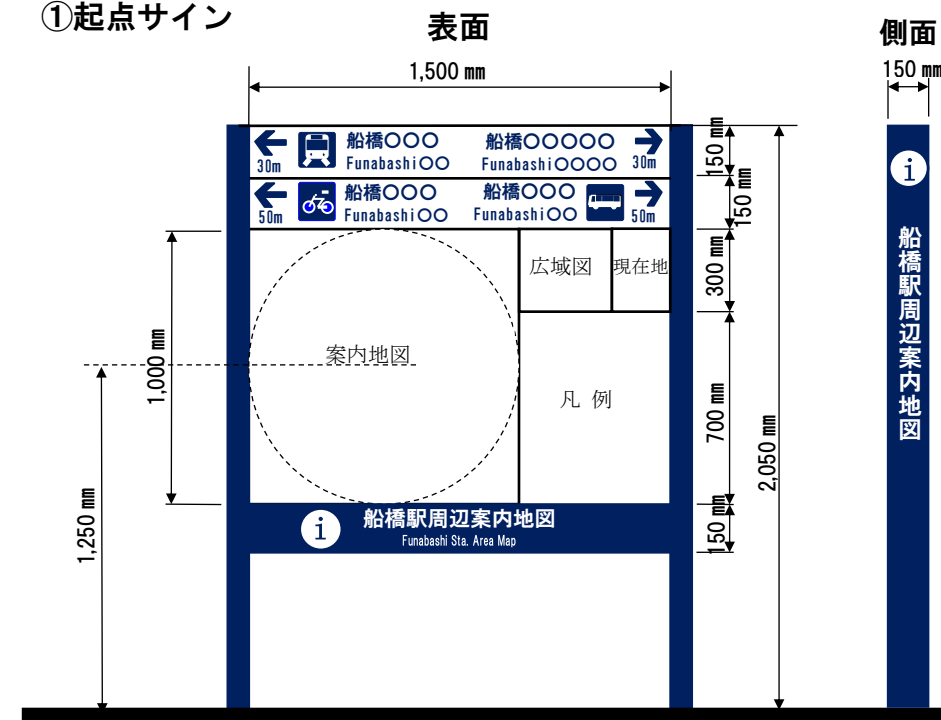
公共サインガイドラインの基準

1. 案内サインの形状

(1) 案内サインの形状

駅前等の起点で使用する起点サイン及び主要交差点や分岐点に設置する拠点サインの標準的な形状を以下のように示す。

① 起点サイン



形 状

- ・ 2 本支柱＋盤面
- ・ 大きさ 1,500 mm × 2,050 mm
- ・ 地図面の中心高さ 1,250 mm

表示内容

○表面

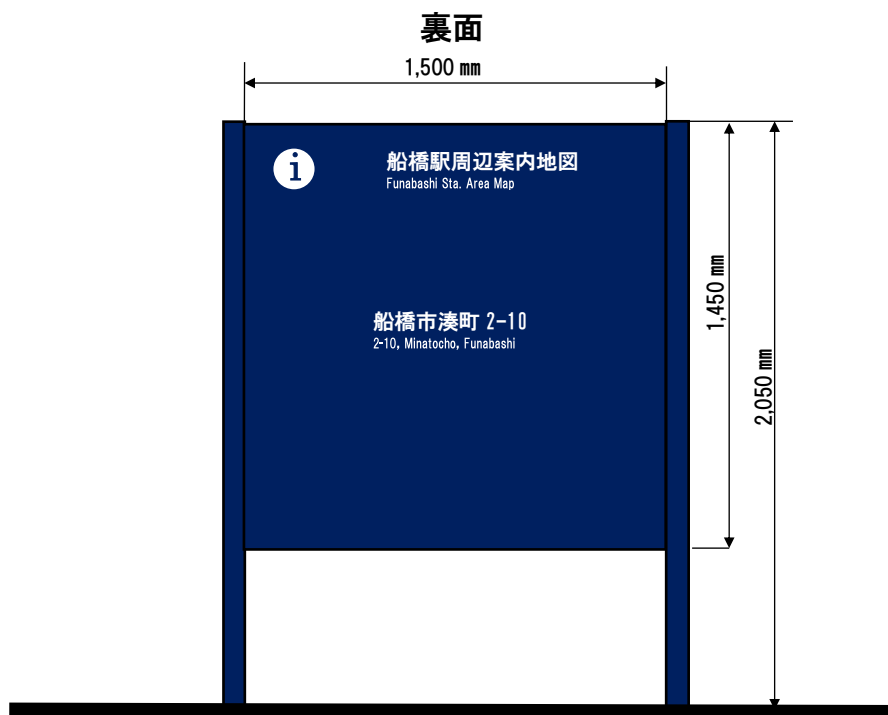
- ・ 案内地図
- ・ 地図面 1 km 四方 (1/1,000)
- ・ 広域図、誘導表示、凡例
- ・ 現在地、**i** マーク
- ・ 案内図名称

○裏面

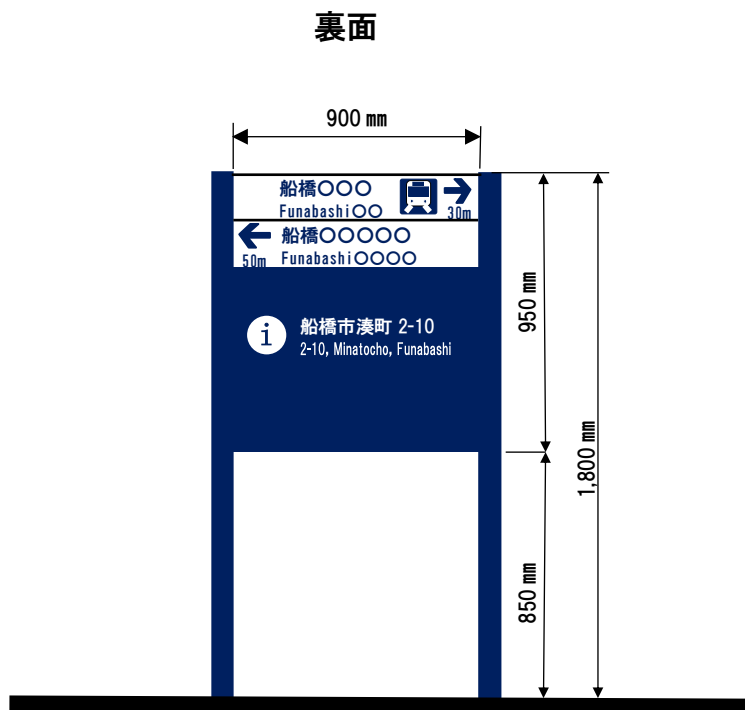
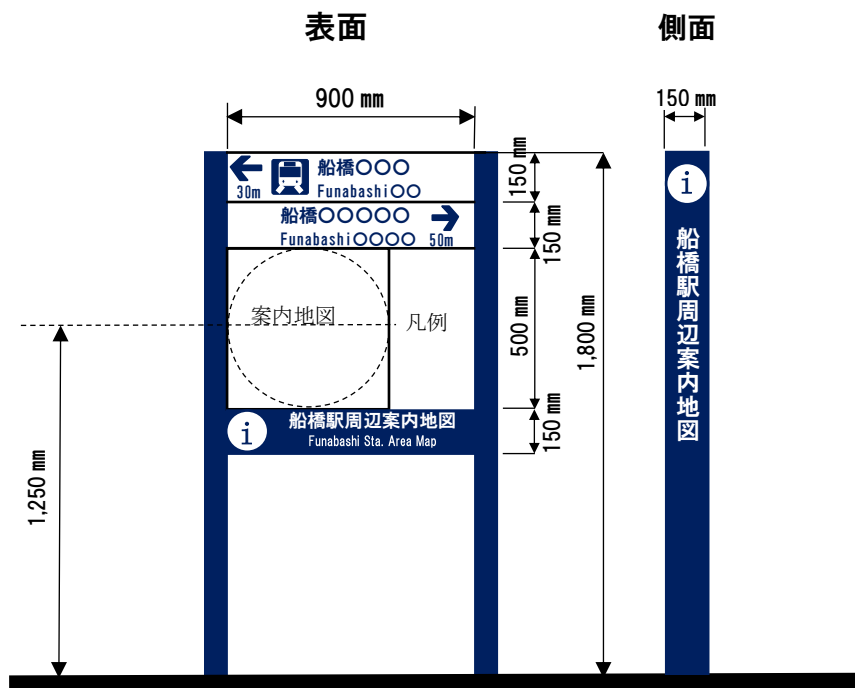
- ・ 住所表示
- ・ **i** マーク
- ・ 案内図名称

色

- ・ 濃紺 マンセル値 5PB2/6



②拠点サイン



形 状

- ・ 2 本支柱＋盤面
- ・ 大きさ 900 mm×1,800mm
- ・ 地図面の中心高さ 1,250 mm

表示内容

○表面

- ・ 案内地図
- ・ 地図面 500m四方 (1/1,000)
- ・ 誘導表示、凡例
- ・ ⓘマーク、案内図名称

○裏面

- ・ 誘導表示
- ・ 住所表示
- ・ ⓘマーク

色

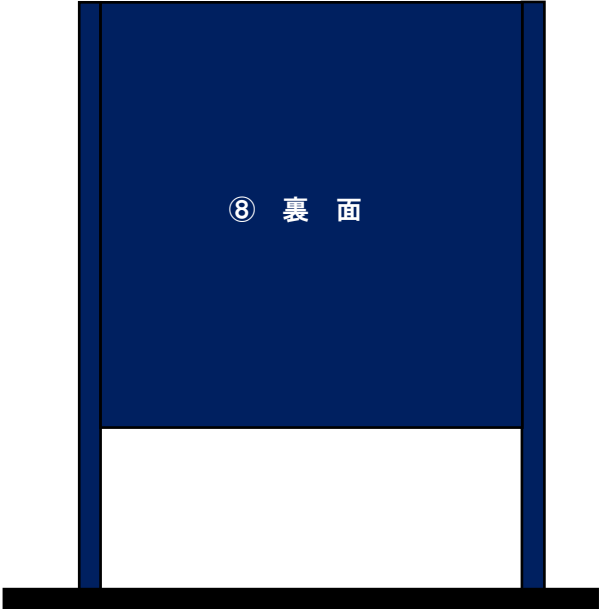
- ・ 濃紺 マンセル値 5PB2/6

(2) 案内サインの表示内容

表 案内サインの表示内容一覧

(単位：mm)

	サイン名称	起点サイン	拠点サイン	備 考
①	案内地図	H1,000×W1,000 □1km 四方表示	H500×W500 □500m 四方表示	縮尺 1/1,000 2言語 日・英
②	広域図	H300×W300 □2km 以上四方	なし	縮尺 1/8,000 2言語 日・英
③	現在地	住所表示 H300×W200	なし	2言語 日・英
④	凡 例	H700×W500	H500×W400	4言語 日・英・中・ハングル
⑤	誘導表示 (最上段)	2段4施設表示	2段2施設表示	文字の大きさについては、誘導サインの視距離 15m の基準を参照 2言語 日・英
⑥	案内図名称	①マーク 地図名称	①マーク 地図名称	2言語 日・英
⑦	側 面	①マーク 地図名称	①マーク 地図名称	1言語 日
⑧	裏 面	①マーク 住所表示 地図名称	①マーク 住所表示 誘導表示	2言語 日・英



①案内地図

①A起点サイン

起点サインに表示する案内地図の範囲は、1 km四方とし、縮尺は 1/1,000 とする。

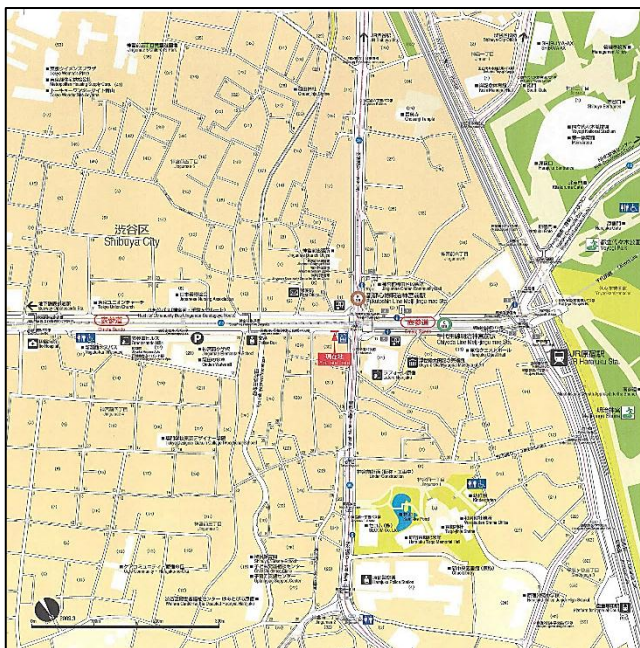
表示サイズ : H1,000 mm×W1,000 mm

表示範囲 : 1 km四方

縮 尺 : 1/1,000



案内地図の参考例



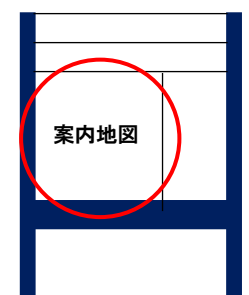
①B拠点サイン

拠点サインに表示する案内地図の範囲は、500m四方とし、縮尺は 1/1,000 とする。

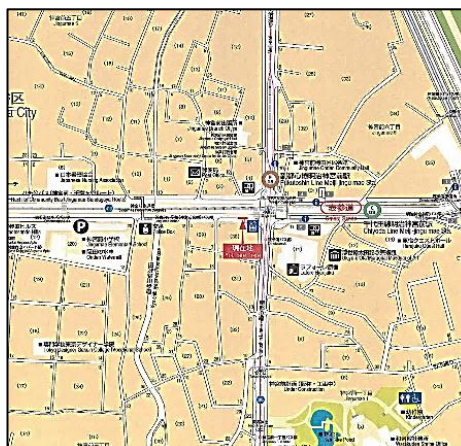
表示サイズ : H500mm×W500mm

表示範囲 : 500m四方

縮 尺 : 1/1,000



案内地図の参考例



②広域図の表示（起点サインのみ）

- ・案内地図の表示区域と表示区域外の関係把握するため、表示区域を含む広域図を作成する。
- ・英語表記は「**Key Map**」とする。
- ・[■広域図／Key Map]の文字の大きさは、地図の文字サイズ「凡例部」の基準を参照する。

表示サイズ：H300 mm×W300 mm

表示範囲：2 km以上四方

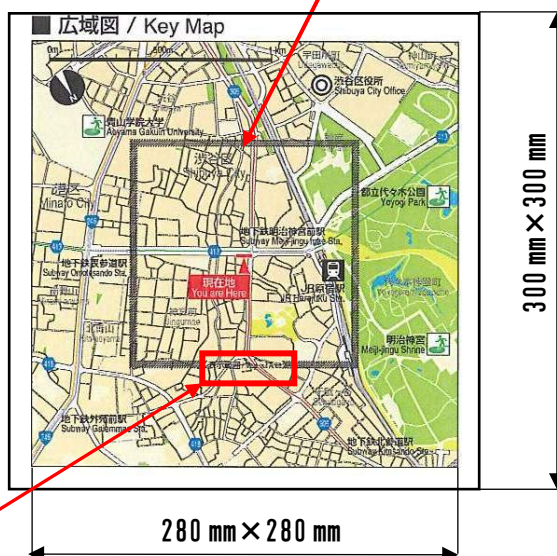
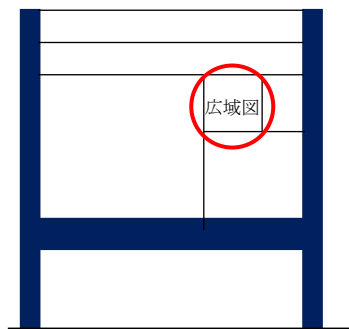
縮 尺：1/8,000

表示サイズ：H125mm×W125mm

表示範囲：1 km 四方

案内地図の範囲を囲い、下部に
「<表示範囲/Map out Area>」と表記する。

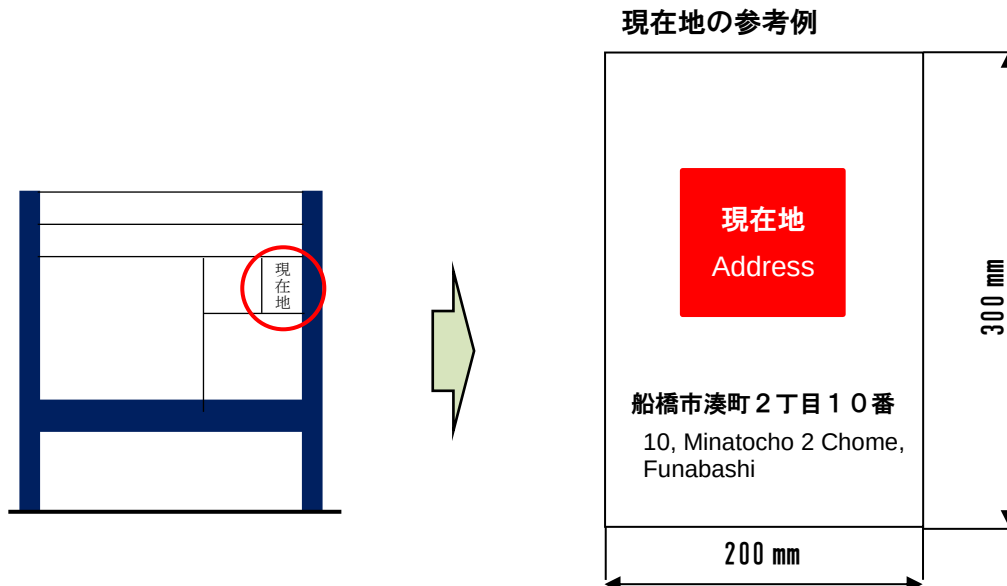
広域図の参考例



<表示範囲/Map out Area>

③現在地（起点サインのみ）

- ・現在地の住所を表記し、文字の大きさは、地図の文字サイズ「凡例部」の基準を参照する。
- ・英語表記は「Address」とする。
- ・現在地マークの大きさは和文 20 mm、英文 15 mm とする。



④凡 例

- ・凡例にはピクトグラム等が示す情報の内容を表示する。
- ・言語表記は、日本語・英語・中国語・ハングルを基本とする。
- ・凡例の英語表記は「Legend」とする。
- ・文字の大きさは、地図の文字サイズ「凡例部」の基準を参照する。



凡例の参考例

■ 凡例 / Legend

	バス路線 / 停留所 / Bus Route / Bus Stop
	公共交通 / 公车站 / 버스노선 / 정류소
	案内地図 / Information Map
	导游图 (旅行用) / 안내지도
	国道番号 / National Highway Route No.
	国道号码 / 국도번호
	県道番号 / Prefectural Highway Route No.
	县道号码 / 현도번호
	エレベーター / Elevator
	电梯 / 엘리베이터
	トイレ / Toilet
	公共厕所 / 화장실
	広域避難場所 / Safety Evacuation Area
	安全避难场所 / 대피소
	官公庁 / Govt. or Munic. Offices
	政府机关 / 관공청
	鉄道駅 / Railway Station
	铁路车站 / 철도역
	駐車場 / Parking
	停车场 / 주차장
	病院 / Hospital
	医院 / 병원
	警察署 / 交番 / Police Station / Police Box
	警察局 / 派出所 / 경찰서 / 파출소
	郵便局 / Post Office
	邮局 / 우체국
	博物館 / 美術館 / 資料館 / Museum
	博物馆 / 美术馆 / 资料馆 / 박물관 / 미술관 / 자료관
	大規模店舗 / Large-scale Retail Store
	大型商场 / 대규모점포
	銀行 / Bank
	银行 / 은행

⑤その他の情報

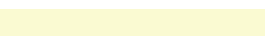
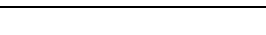
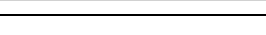
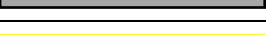
案内サインの対象となる施設の情報やその他行政情報等を周知する必要がある場合、QRコードを凡例部の空白スペース（右下を推奨）に、設置することができる。

(3) 案内地図・広域図の共通事項

①地図表示の使用色

案内図の使用色は、下表に示すとおりとし、地図標識の色彩は、出力機器(プリンター等)により色彩が変わるため、各 Pantone No.の色見本に近い色彩を選択する。

表 案内地図の使用色

区分	施設名	色彩例	色(Pantone No.)及び仕様		(参考)CMYK 値※
緑 地	森		Pantone 376C		→60-0-100-0
			枠線	無し	
	公園・緑地		Pantone 390C		→40-0-100-0
			枠線	無し	
	緑 道		Pantone 5865C		→0-0-30-10
			枠線	無し	
	水 域 湖、池、河川		Pantone 292C		→50-10-0-0
			枠線	無し	
施 設	敷 地		Pantone 467C		→10-20-40-0
			枠線	線幅 0.1 mm Pantone Process Black	→0-0-0-100
	名称表記 一般施設		Pantone Warm Gray1C		→0-0-0-10
			枠線	無し	
	名称表記 大規模競技場		Pantone Warm Gray1C		→0-0-0-10
			枠線	線幅 0.2 mm Pantone Process Black	→0-0-0-100
	駅 舎 高架等		Pantone Warm Gray1C		→0-0-0-10
			枠線	線幅 0.2 mm Pantone Process Black	→0-0-0-100
	地下鉄、駅 地下街		Pantone 420C		→0-0-0-25
			枠線	線幅 0.2 mm Pantone Cool Gray10C	→0-0-0-72
道 路	歩道橋 ペデストリアンデッキ		Pantone Warm Gray1C		→0-0-0-10
			枠線	線幅 0.2 mm Pantone Process Black	→0-0-0-100
	高速道路等		Pantone Warm Gray4C		→30-30-30-0
			枠線	線幅 0.2 mm Pantone Process Black	→0-0-0-100
	モール (歩行者専用道路等)		Pantone 121C		→0-10-70-0
			枠線	無し	
現在地	現在地表示		Pantone Red 032C		→0-100-100-0
			枠線	無し 白文字表記	
鉄軌道	鉄道軌道		Pantone Cool Gray 9C		→0-0-0-65
			線幅	3.0 mm	
	地下鉄軌道 (トンネル部)		Pantone Cool Gray 9C		→0-0-0-65
			線幅	3.0 mm 破線	
	バス路線		Pantone Red 032 C		→0-100-100-0
			線幅	0.35 mm	
境界線	市境界線		Pantone Cool Gray 8C		→0-0-0-55
			線幅	2.0 mm 一点鎖線	
	町境界線		Pantone Cool Gray 8C		→0-0-0-55
			線幅	1.0 mm 破線	
	丁目境界線		Pantone Cool Gray 8C		→0-0-0-55
			線幅	1.0 mm 点線	
	バリアフリー経路		Pantone Red 032 C		→0-100-100-0
			線幅	3.0 mm 点線	

出典：財団法人道路保全技術センター「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(平成15年)

※CMYK 値とは、C(シアン)M(マゼンダ)Y(イエロー)K(キー・プレート)の4成分によって色を表す値

表 その他の指定色

区 分	色彩	(参考)CMYK 値
安全色青		100-60-10-0
安全色緑		100-20-70-0
安全色黄		0-20-90-0
横断歩道		0-0-0-40
住所等グレー文字		0-0-0-65
歩道橋階段		0-0-0-55

出典：財団法人道路保全技術センター「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」（平成 15 年）

②表示情報

- ・ベース図については、国土地理院の地形図(1/10,000)、船橋市の地形図(1/2,500)を用いることを原則とし、市販の住宅地図(1/1,500)を参考にする。
- ・ベース図及び施設の一覧表に「○」のある表示情報、絵文字(ピクトグラム)については、地図の見やすさを考慮し適宜選択する。

③案内地図表示

表 案内地図表示掲載情報一覧(ベース図)

地図に表示する一般的情報		表示の有無		広域図への表示	表示する記号
		基本となる地図 (ベース図)	名 称		絵文字 (ピクトグラム)
地形・地盤	山、湾、島、半島、河川、湖、池、堀、港、埠頭、運河、栈橋	○	○		
道 路	道 路	○	○	○	
	歩 道	○			
	歩行者専用道路等	○	○		
	ペDESTリアンデッキ 横断歩道橋	○	○		
	地下横断歩道・階段部	○	○		
	横断歩道	○			
	踏み切り	○			
地 点	インターチェンジ	○	○		
	信号交差点		○		
	有名な橋、トンネル等	○	○		
交通施設	鉄軌道路線	○		○	
	鉄軌道駅	○	○	○	
	駅出口		○		
	バス路線	○			
	バス等の公共交通機関 のターミナル				
	バス停		○		
	タクシー乗場				
境界線	市、区、町、街区	○	○		
	丁、番地		○		

表 案内地図表示掲載情報一覧(施設)

地図に表示する一般的情報		表示の有無		広域図への表示	表示する記号
		建物の影 (シルエット)	名 称		絵文字 (ピクトグラム)
案内所	案内所(有人)、情報コーナー				
公共施設	市役所	○	○	○	◎
	官庁又はその出先機関	○	○		■
	警察署・交番	○	○		
	郵便局	○	○		
	消防署	○	○		■
福祉関係施設	高齢者施設、福祉施設等		○		■
医療・ 保健衛生施設	病院	○	○		
	保健所		○		■
教育施設	小・中学校、高等学校	○	○		■
	大学・専門学校等	○	○		■
商業・ 業務施設	大規模なホテル及び旅館	○	○		
	大規模なデパート スーパーマーケット	○	○		
	銀行・信用金庫				
文化・学習・ スポーツ施設	市民文化ホール、公民館 図書館	○	○		■
	公園・緑地	○	○		■
	スポーツ施設 (体育館、運動場、競技場)	○	○		■
名所・旧跡	史跡、歴史的建造物 社寺仏閣等	○	○		■
その他	広域避難場所	○	○		
	公衆トイレ	○			

ピクトグラムとアイキャッチャー・マーク

地図に用いるピクトグラムは、標識令、標準案内用図記号一覧のデザインに準拠することを基本とし、ピクトグラムの無い施設は、視認性を高めるため「■」を使用して表示する。

※アイキャッチャー・マークとは、ピクトグラムで表現することが難しい施設については、人の目を引き付けその場所に何らかの施設があることを確認できるよう「■」等で表記するもののことである。

⑤施設名称表示

- ・1つの施設に公共公益施設が複数ある場合は、その複合施設名を表記する。

参考例	船橋スクエア 21 Funabashi square 21
------------	--

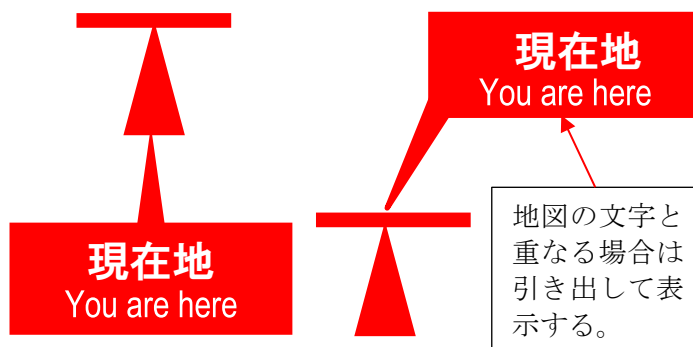
- ・複合施設内の各施設については、地図内に表記する。

参考例	船橋スクエア 21 Funabashi square 21 ・茶華道センター Tea ceremony & Flower arrangement Center ・市民ギャラリー Citizen's Gallery
------------	---

③現在地

- ・現在地の表記は、利用者が向いている方向を考慮する。
- ・英語表記は「You are here」とする。
- ・現在地のマークの大きさは、和文9mm 英文7mmとする。
- ・案内地図及び広域図に表示する。

現在地の参考例



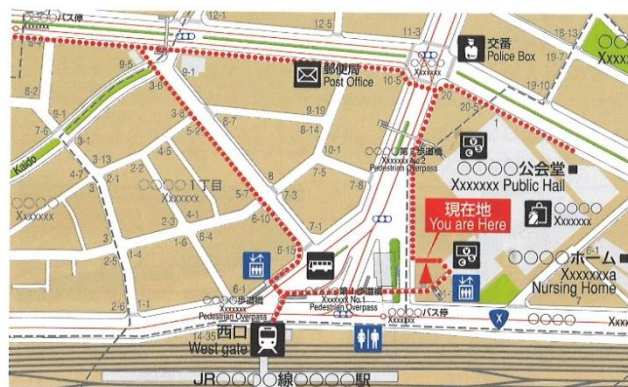
④バリアフリー情報

④Aバリアフリー経路

- ・障害を持った利用者が概ね移動できるバリアフリー経路を3.0mm 線幅朱赤系の点線で表記する。



- ・英語表記は、「Accessible Route」とする。
- ・バリアフリー経路については、「船橋市移動円滑化基本構想」を参考とし、表記する。



出典：財団法人道路保全技術センター
「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」（平成15年）

③エレベーター

- ・エレベーターは、ピクトグラムで表記する。
- ・ピクトグラムについては、車いす対応と未対応の場合で区別する。
- ・時間制限のあるエレベーターについては「使用可能時間」を併記する。



④公衆トイレ

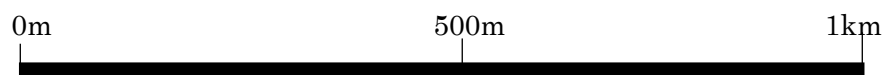
- ・公衆トイレは、ピクトグラムで表記する。
- ・身体障害者の利用が可能な施設は、身障者用設備付ピクトグラムを表記する。
- ・時間制限のある公衆トイレについては「使用可能時間」を併記する。



⑤方位・スケール

- ・案内地図及び広域図内の角にバースケールと方位を配置する。
- ・方位について、案内地図は直径 45 mm とし、広域図は直径 27 mm とする。

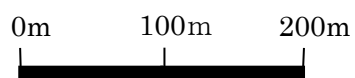
広域図の参考例



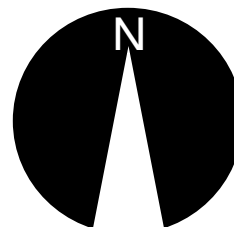
起点サインの案内図の参考例



拠点サインの案内図の参考例



方位の参考例

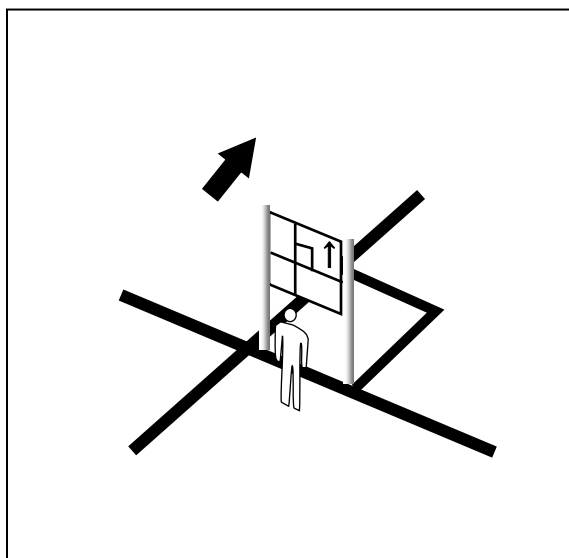


⑥設置時期と設置者の記載

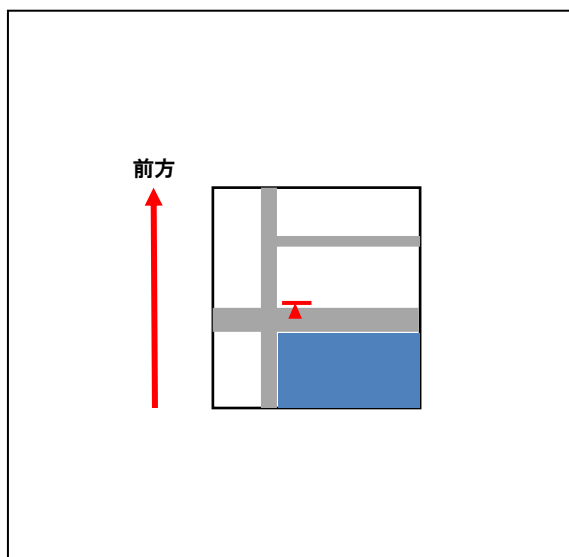
- ・案内地図の管理者を明らかにするため、第4章に規定する維持管理用ステッカーを貼る。なお、ステッカーには、設置年月日、管理者等が記載される。

⑦表示面の向き

- ・案内サインは、サインに向かって前方を上として表示する。



- ・案内図の向きは、現在地からの移動方向を伝えやすくするため、現在地の表示は、利用者が見えている方向をわかるようにし、案内図の向きを合わせるものとする。



⑧案内サインの表面加工

案内サインの表面・裏面は、貼紙及び落書きの防止加工を行う。

(4) 文字サイズ

① 地図の文字サイズ

案内地図に用いる文字のサイズは、1mの距離を置いて可視できる数値として、和文 9.0 mm、英文 7.0 mmを基本サイズとして設定する。ただし、絵や記号等、情報が多い地図に表示することに配慮が必要で、やむを得ない場合は、最小サイズ和文 5.0 mm、英文 4.0 mmとすることができる。

a) 基本サイズ（視距離 1m）

表 地図の標準文字サイズ

	ピクトグラム	和文文字高	英文文字高	表示施設
凡例部	24.0 mm	10.5 mm	8.0 mm	凡例部
特大サイズ	—	18.0 mm	14.0 mm	県名、市名
基本サイズ 視距離(1m)	21.0 mm	9.0 mm	7.0 mm	上記以外

※ 町名、丁目、番地は濃鼠色表示とする

出典：財団法人道路保全技術センター「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」（平成 15 年）

b) やむを得ない場合（視距離 0.5m）

表 地図の文字サイズ

	ピクトグラム	和文文字高	英文文字高	表示施設
凡例部	24.0 mm	10.5 mm	8.0 mm	凡例部
特大サイズ	—	18.0 mm	14.0 mm	県名、市名
大サイズ	21.0 mm	9.0 mm	7.0 mm	案内所、情報コーナー、 県庁、市役所、博物館、 美術館、ホール等
中サイズ	16.5 mm	7.0 mm	5.5 mm	郵便局、交番、病院、 デパート、ホテル、埠 頭、踏切等、町名、丁 目
中小サイズ	—	—	5.0 mm	番地
小サイズ	12.0 mm	5.0 mm	4.0 mm	橋梁名、交差点名、歩 道橋名、バス停名、広 域図の情報

※ 町名、丁目、番地は濃鼠色表示とする

出典：財団法人道路保全技術センター「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」（平成 15 年）

（基本サイズ） 9 mm  船橋 7 mm  Funabashi

（最小サイズ） 5 mm  船橋 4 mm  Funabashi

ピクトグラムと文字の組合せ比率



② 案内サインの誘導表示の文字サイズ

サインの誘導表示部分については、誘導サインの視距離 15 m の基準を参照する。

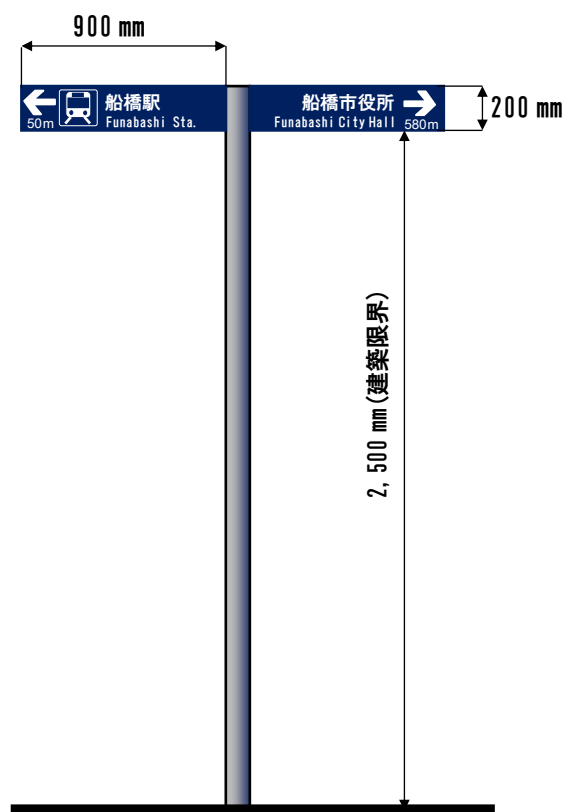
2. 誘導サインの形状

(1) 誘導サインの形状

誘導サイン(矢羽型)

標準的な形状

- ・ 盤面
高さ 200mm 幅 900mm
路面からの高さ 2,500 mm(歩道の場合)
※歩道以外の場合は別途考慮
- ・ 表示内容
矢印・ピクトグラム・施設名・距離
- ・ 色
濃紺 マンセル値 5PB2/6



- ・ 誘導サインの支柱は製品本体の色とし、形状は連続性、統一性に配慮したものとする。

(2) 表示面とデザイン

① 表示の方法

- ・誘導サインは、目的地までの矢印、ピクトグラム、施設名、距離を併記する。なお、施設を表すピクトグラムがない場合は、名称を詰めて表示する。

誘導サインの参考例



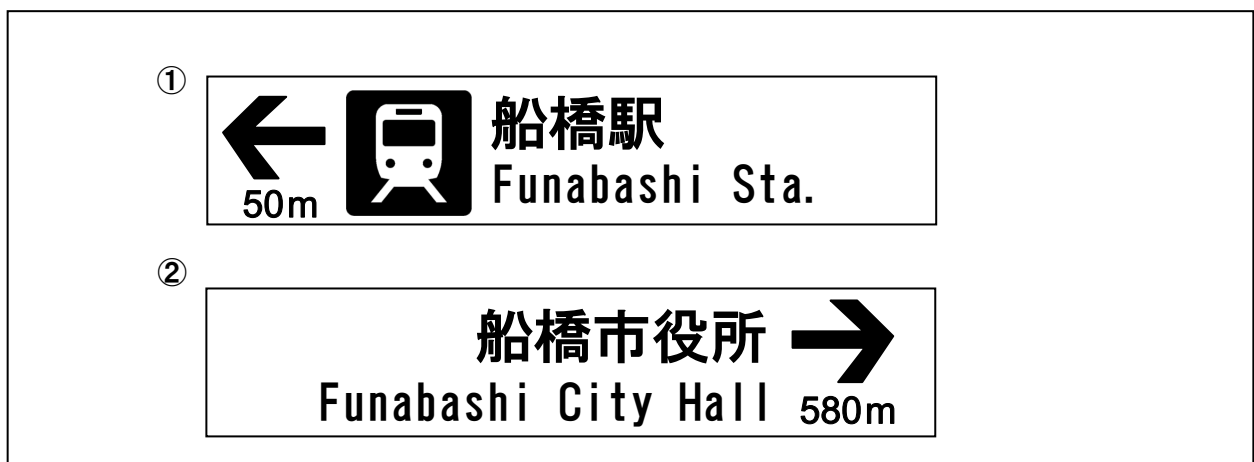
② 距離表示

- ・距離表示が2桁または3桁の場合は、一の位を四捨五入し、4桁の場合はkmで表記する。

2桁の場合	一の位を四捨五入	48m→50m
3桁の場合	一の位を四捨五入	486m→490m
4桁の場合	十の位を四捨五入、kmで表記	1,486m→1.5km

③ 施設の表示順位

- ・施設の表示順位は、施設までの距離が近い順に上から表示していくものとする。



(3) 文字サイズ

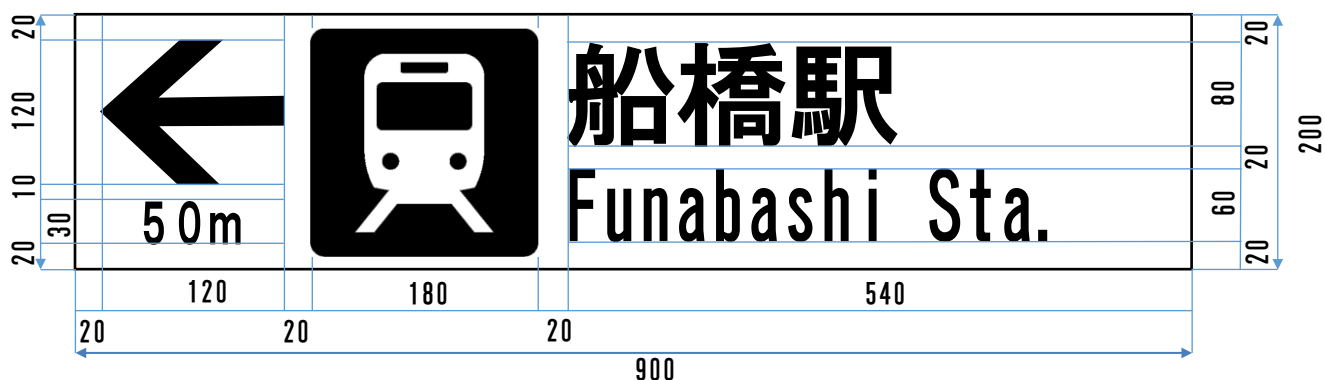
誘導サインは、利用者の遠距離からの視認性を重視し、20mの距離から可視できる数値として、ピクトグラム 180 mm角、和文 80 mm、英文 60 mmを標準とする。

なお、現地の状況によりガイドラインで示す盤面の大きさが確保できない場合は、盤面を小さくし、視距離 15mの文字の大きさとする事ができる。その際の盤面は(H150mm×W750mm)とする。

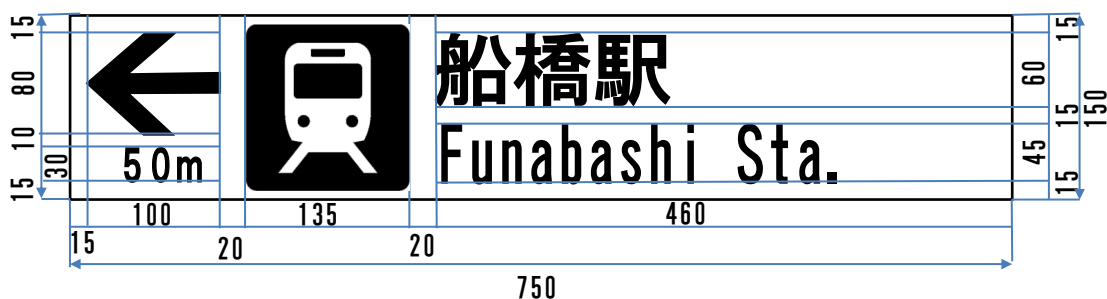
表 視距離と文字の大きさの目安

視距離	ピクトグラム	矢印	和文文字高	英文文字高	距離表示
20m	180 mm	120 mm	80 mm	60 mm	30 mm
15m	135 mm	80 mm	60 mm	45 mm	30 mm

誘導サインの表示 参考例 900×200



誘導サインの表示 参考例 750×150



3. ユニバーサルデザインへの配慮

第1章基本的な考え方に基づくユニバーサルデザインとして、高齢者、障害者、外国人等、全ての方にやさしい表示となるよう配慮する。

(1) 公共サインへの表示

①文字

公共サインで使用する文字は、高齢者・障害者等に配慮して通常より遠くから見える大きな文字とし、視認性や可読性に優れ文字にメリハリのある書体とする。

②色

色は、色覚障害者にも配慮して、図色と地色の明度差を大きくして、見分けやすい配色とする。

③盤面の大きさ

視力の弱い人に配慮して、表示面から50cmの距離で見渡せる範囲が最大で1m四方であるため、案内地図の大きさを1m四方とする。

④多言語表記

本市を訪れる外国人に配慮して、起点サイン・拠点サインの凡例を日本語の他、英語、中国語、ハングルを含めた4カ国語表記とする。

⑤ピクトグラム

高齢者、障害者、外国人等、誰にでも地図を分かりやすくするよう、案内地図内の施設表示は、直感的に施設や機能の意味を伝えるピクトグラムとする。

⑥盤面の高さ

案内地図の盤面の高さは、健常者だけでなく、車いす使用者にも配慮して、路面から1.25mの高さを盤面の中心とする。

（２）視覚障害者への対応

視覚障害者に対するサインとして触知案内図が設置されているが、点字案内で誘導できるのは駅前広場内のような限られた範囲となっている。

バスやタクシー乗場への乗り換え機能がある駅前広場に設置する案内サインには、駅前広場の触知案内図を併設し、音声案内については必要に応じ設置する。なお、視覚障害者に対する案内サインを設置する場合は、サインまでの誘導ブロックを設置する。

触知案内図の参考例（新京成線北習志野駅）



触知案内図の設置に際して

- ・触知案内図の範囲は、最大で横 1,000 mm以内を原則とする。また 1 つの触知案内図は最大で横 600 mm以内を原則とする。
- ・触知案内図の設置高は、触知案内図の範囲の中心が床から 1,400 mm程度となる位置にする。ただし、床と水平、又はそれに近い角度となる傾斜面に取り付ける場合にはこの限りではない。
- ・現在地のマークは、他の凸より高くし、特に目立たせることが望ましい。
- ・触知案内図の説明文は、触知案内図の左または上とする。記載内容は、「案内図のタイトル」「建物の概略説明」「図上での現在地の位置」「凡例」とし、簡潔な表現で表記することが望ましい。
- ・触知案内図は誘導ブロックや音声チャイムを設置して誘導することが望ましい。

出典：社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会

「視覚障害者の安全で円滑な行動を支援するための点字表示等に関するガイドライン」（平成 14 年）

1. 書 体

サインに表示する基本書体は、視認性及び可読性に優れた文字を使用し、高齢者・障害者等に配慮して、見やすく分かりやすいものとする。

書体の一覧

言語	書体
和文	角ゴシック
英文	サンセリフ系
数字	サンセリフ系
中国語	ゴシック系
ハングル	ゴシック系

①和文書体

- ・和文書体は、文字の線幅が一定で可読性に優れたゴシック系の書体とし、文字にメリハリがあり、より可読性に優れた角ゴシック書体を使用する。
- ・標準書体(正体 100%)で表示スペースが足りない場合は、横幅を圧縮する長体を使用する。

使用書体の参考例 (HG ゴシック E)

(正体)

船橋市役所
保健福祉センター

(長体 80%)

船橋市役所
保健福祉センター

②英文書体

- ・ 英文、数字書体については、ゴシック系の和文書体との調和を配慮し、英文は可読性に優れている飾りや装飾(セリフ)を持たないサンセリフ系書体を使用する。なお、サンセリフ系とは、和文のゴシック体に相当する英文書体である。
- ・ 標準書体で表示スペースが足りない場合は、長体を使用する。

使用書体の参考例 (Arial Unicode MS)

(正体)

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

(長体 80%)

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

③中国語書体、ハングル書体

- ・ 中国語書体とハングル書体は、ゴシック系の書体とする。
- ・ 国内で利用できる書体の中から、視認性の高いものを選択する。

使用書体の参考例

日本語書体

中国語書体 (Sim Hei)
(簡体字)

ハングル書体 (Dotum)

船橋市役所

船橋市政府

후나바시시청

2. 言語表記

(1) 日本語表記

本ガイドラインは、原則として国文法、現代かなづかいによる表記とする。ただし、固有名詞においてはこの限りではない。

①施設の名称

- ・表示面の煩雑化を防ぐために、明確に理解される範囲で部分的に省略を行う。

参考例 公益財団法人船橋市福祉サービス公社 ⇒ 福祉サービス公社

- ・正式名称よりも明らかに理解されやすい通称名、略称がある場合はそれを用いる。

参考例 船橋市総合体育館 ⇒ 船橋アリーナ

- ・複合的な施設の場合は、目的に応じて部分的な省略を行う。
- ・アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いても良い。

参考例 JR NTT

- ・類似の施設が多く、混乱を招く可能性がある場合は、正式名称を用いる。

参考例 勤労市民センター 三山市民センター

②数字の表記

- ・原則として算用数字を使用する。
- ・ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りではない。

参考例 三山3丁目

③ふりがな

- ・地名で読みにくい漢字には、ふりがなを付記する等の配慮を行う。

参考例 飯山満公民館

(2)外国語表記

①ローマ字表記

「道路標識設置基準・同解説」((社)日本道路協会)に準拠し、ヘボン式により表記する。また、案内サインの凡例部には、ピクトグラムの説明を日本語、英語、中国語、ハングルで行う。

表 ヘボン式のつづり方

あ	a	い	i	う	u	え	e	お	o
か	ka	き	ki	く	ku	け	ke	こ	ko
さ	sa	し	shi	す	su	せ	se	そ	so
た	ta	ち	chi	つ	tsu	て	te	と	to
な	na	に	ni	ぬ	nu	ね	ne	の	no
は	ha	ひ	hi	ふ	fu	へ	he	ほ	ho
ま	ma	み	mi	む	mu	め	me	も	mo
や	ya			ゆ	yu			よ	yo
ら	ra	り	ri	る	ru	れ	re	ろ	ro
わ	wa								
ん	n								
が	ga	ぎ	gi	ぐ	gu	げ	ge	ご	go
ざ	za	じ	ji	ず	zu	ぜ	ze	ぞ	zo
だ	da	ぢ	ji	づ	zu	で	de	ど	do
ば	ba	び	bi	ぶ	bu	べ	be	ぼ	bo
ぱ	pa	ぴ	pi	ぷ	pu	ぺ	pe	ぽ	po
きゃ	kya			きゅ	kyu			きょ	kyo
しゃ	sha			しゅ	shu			しょ	sho
ちゃ	cha			ちゅ	chu			ちょ	cho
にゃ	nya			にゅ	nyu			にょ	nyo
ひゃ	hya			ひゅ	hyu			ひょ	hyo
みゃ	mya			みゅ	myu			みょ	myo
りゃ	rya			りゅ	ryu			りょ	ryo
ぎゃ	gya			ぎゅ	gyu			ぎょ	gyo
じゃ	ja			じゅ	ju			じょ	jo
びゃ	bya			びゅ	byu			びょ	byo
ぴゃ	pya			ぴゅ	pyu			ぴょ	pyo

(備考) 1. はねる音「ん」は n で表す。 ※1

2. はねる音を表す n に続く母音及び y とを切り離す必要がある場合は、n の次に「-」を入れる。

3. つまる音は、最初の子音を重ねて表すが、次に ch が続く場合は c ではなく t を用いる。

4. 長音を表す「-」、「^」、「h」は使用しない。 ※2

5. 文の書き始め、固有名詞は、語頭を大文字で表す。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてよい。

出典：財団法人道路保全技術センター「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(平成 15 年)

※1 はねる音「ん」は n で表すが、「m」「b」「p」の前では m を用いることができる。

※2 長音については、母音を重ねないことができる。

②表記の基準

- ・固有名詞の部分をローマ字で、普通名詞の部分を英訳によって表記する。

参考例 薬円台公園 ⇒ Yakuendai Park

- ・慣用上固有名詞と普通名詞に切り離せない場合は、普通名詞の部分も含めてローマ字による表記とし、必要に応じて英語を付記する。

参考例 海老川 ⇒ Ebigawa River

- ・長いつづりで読みにくい語は、適宜「－」（ハイフン）を用いる。

参考例 船橋東高校 ⇒ Funabashi-Higashi High School

- ・企業名等で、英文による略語が慣用化している場合はこれを用い、日本語の音や正式英訳を使用しない。

参考例 NTT船橋グラウンド ⇒ NTT Funabashi Ground

- ・バス停名称は、原則として普通名詞の部分も含めてローマ字で表記する。

参考例 船橋市役所 ⇒ Funabashi Shiyakusho

- ・施設名称は原則として正式英訳による。ただし、スペース・視認性の観点等から、英語に慣用化されている略語がある場合はこれを使用することができる。

参考例 Funabashi Station ⇒ Funabashi Sta.

③略語の表記方法

スペース・視認性の観点等から略語を用いることができる。

日本語	対訳語	対訳語（略語）
駅	Station	Sta.
通り	Avenue/ Street	Ave./ St.
高速道路	Expressway	Expwy.
小学校	Elementary School	Elem. Sch.
中学校	Junior High School	J. H. Sch.
大学	University/ College	Univ./ Coll.
川	River	Riv.
博物館、記念館	Museum	Mus.
体育館	Gymnasium	Gym.
ビル	Building	Bldg.

出典：千葉県 「千葉県多言語観光案内板の表記等に関するガイドライン」（平成 27 年）

3. 色 彩

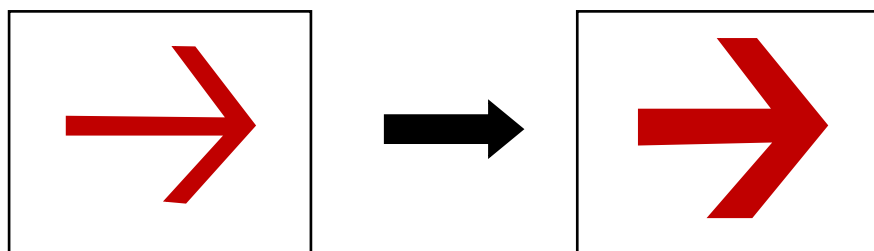
- ・ 公共サインの表示面の色彩及び配色は、情報を出来る限り多くの人に正確に伝わるように見やすく分かりやすいものとする。
- ・ 高齢者や障害者、特に色覚障害者※へ配慮した色彩を用いることを基本とする。

※色覚障害とは、人の目の網膜にある赤、緑、青の 3 種類の色を認識する細胞のうち、どれかに異変を生じた状態を指す。

①基本的な考え方

- ・ 色の識別に頼らず、白黒でも内容が識別できるようにする。
- ・ 文字やマークについては色の違いだけでなく、形状の違いも作る。
- ・ 色を載せる線や文字は太くして、色の面積を広くする。

色の面積を広くする参考例

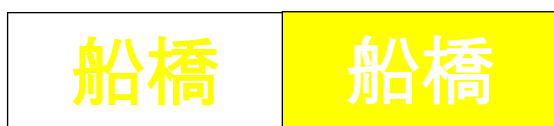


②色彩及び配色時の考え方

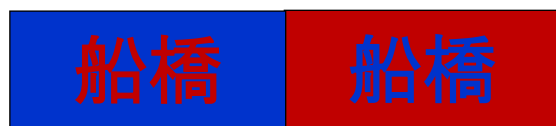
- ・ 図色と地色の明度差を十分大きくする。

配色の参考例

見分けにくい色の配色



見分けやすい色の配色



マンセル値 濃紺 5 P B 2 / 6



※配色は出力機器(プリンター等)により変わるためマンセル値を参考として配色する。

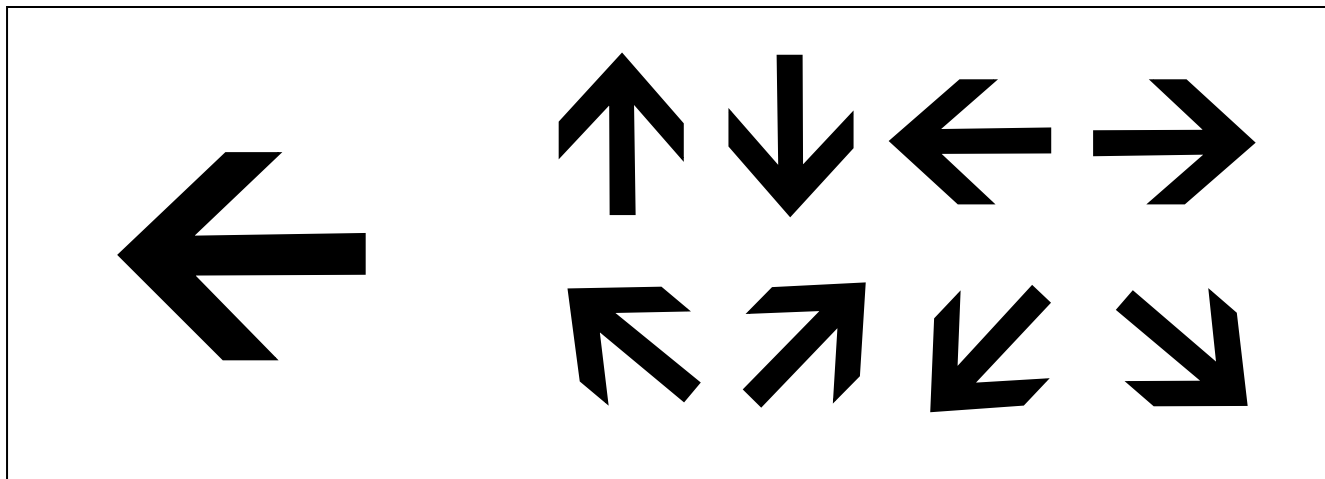
③コンセプトカラーの設定

本ガイドラインに基づき設置される公共サインは、デザインの考え方で「認識性を高め」、「案内の連続性を確保」するために、船橋市の公共サインのイメージカラーとして、上記の濃紺色を採用し、船橋市内における統一性のある案内・誘導サインシステムの実現を図る。

4. 矢 印

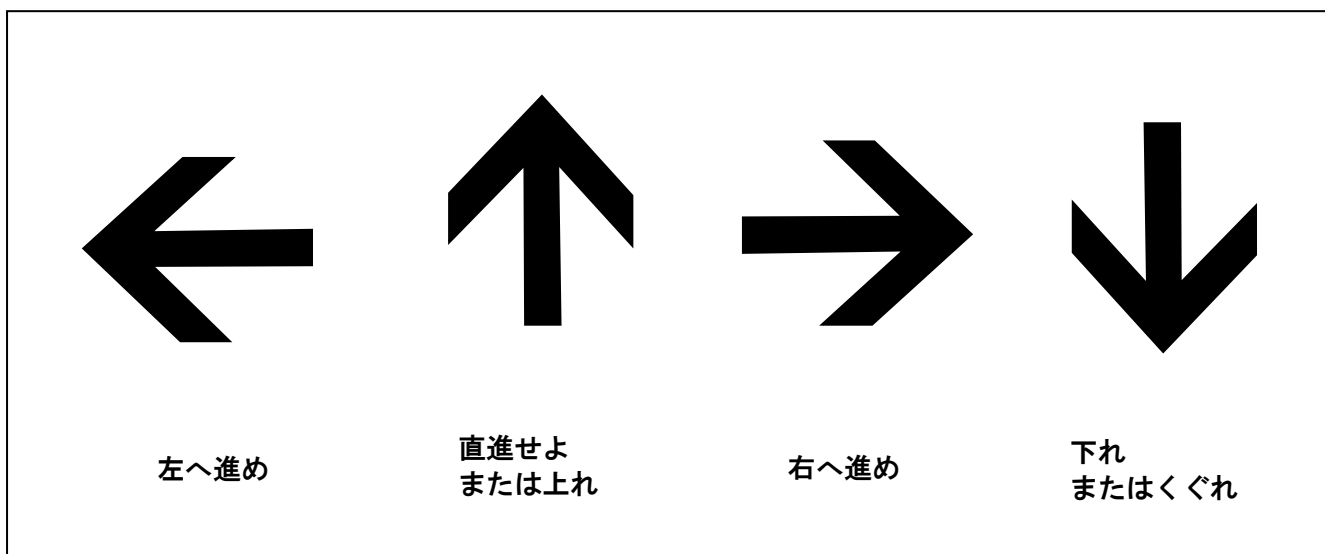
①矢印表示

- ・ 矢印の形状はシンプルで遠くからでも視認性のあるデザインとする。



②矢印表示の使い方

- ・ 移動方向を指示する矢印として一般に理解されやすいのは、下の4種類の矢印である。できるだけ4種類を用いるよう、サインの設置位置を工夫する必要がある。
- ・ また、誤解を招く使い方、例えば「↓」を「(進行方向から)戻る」という意味での表示はしないように注意する必要がある。



5. ピクトグラムの表記

本ガイドラインでは、標準案内用図記号一覧に定められたピクトグラムを使用する。

○JIS 規格化された標準案内用図記号一覧資料

出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団「標準案内用図記号」

■ 公共・一般施設 Public Facilities



■ 交通施設 Transport Facilities



■ 商業施設 Commercial Facilities



観光・文化・スポーツ施設

Tourism, Culture, Sport Facilities



安全 Safety



禁止 Prohibition



注意 Warning



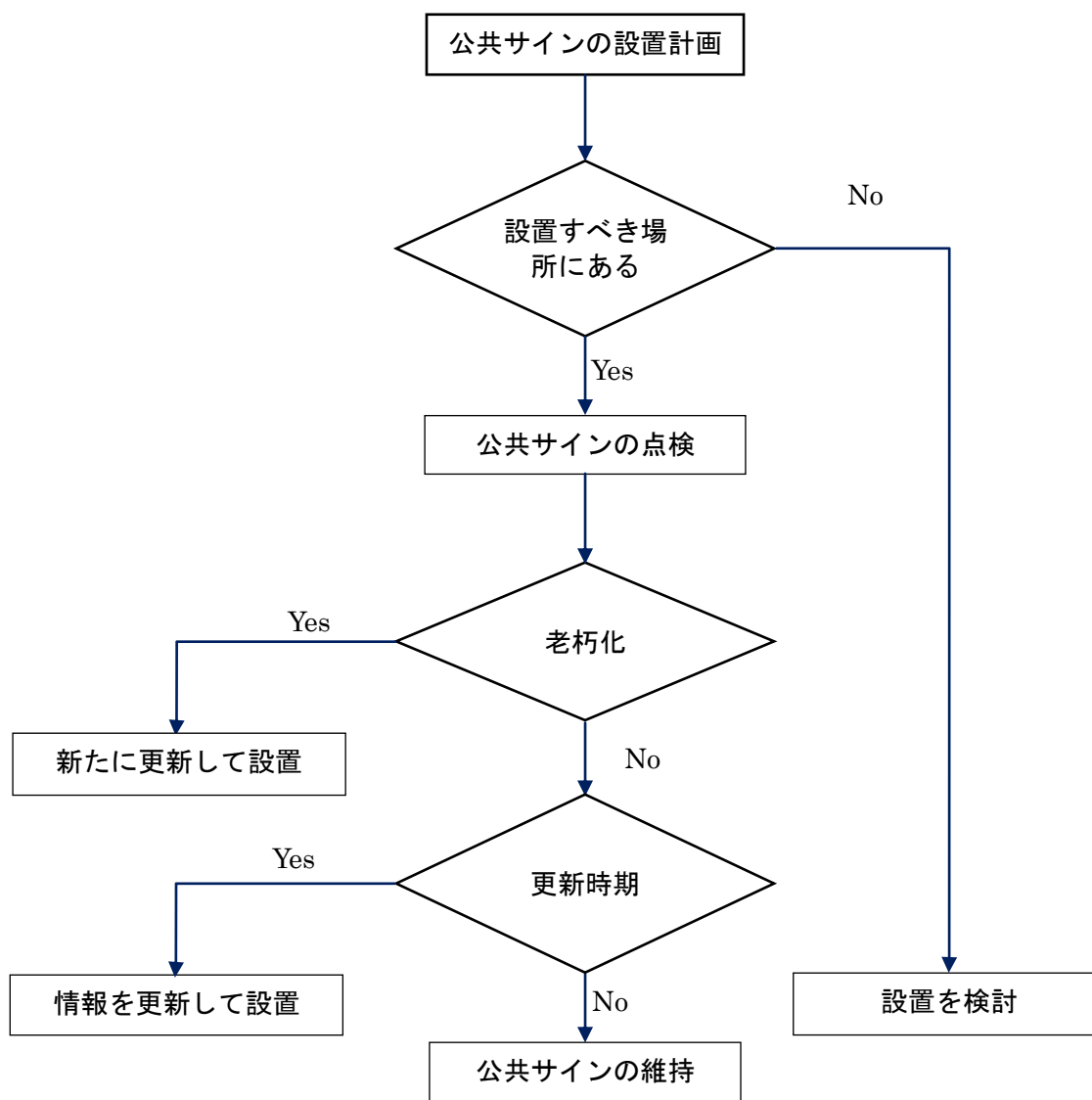
指示 Mandatory



1. 公共サインの設置主体

- ・案内サイン、誘導サイン、名称サインは施設管理者が設置・管理することを基本とする。
- ・設置する場合は、都市計画課と協議する。
- ・必要な場所に案内サイン等が設置されていない場合は、都市計画課が設置することができる。

公共サインの設置の考え方



2. 公共サインの維持・管理

(1) 公共サインの維持

公共サインの管理者は、適切な維持・管理を図るため、以下の点検・修繕を定期的に行う。

表 点検・修繕一覧

種別	実施内容		
目視点検	点検項目	保守点検	・ 歪み、傷、塗装のはがれなどの確認を行う。
	実施時期	・ 月 1 回程度。	
	実施主体	・ 管理者が行う。	
定期点検	点検項目	清掃	・ 汚れやほこりの清掃を行う。 ・ 違法な貼り紙や落書きを除去する。
		保守点検	・ ガタツキ、歪み、傷、塗装のはがれなどの確認を行う。
	実施時期	・ 年 1 回程度。	
	実施主体	・ 管理者が行う。	
修繕・更新	修繕・更新項目	修繕	・ 定期点検で見つかったガタツキ、歪み等の修繕を行う。
		更新	・ 施設の開設、移転、道路形状の変更等がある場合には、表示内容を適宜更新する。 ・ 部分的な更新には修正用のシートで対応する。
	実施時期	・ 定期点検の結果に基づき随時対応する。	
	実施主体	・ 管理者が行う。	

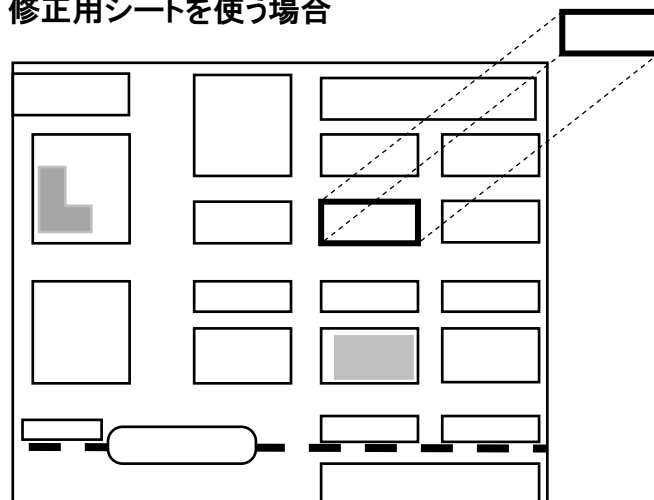
(2)情報の維持

- ・必要に応じ表示内容を見直し、部分的な修正または表示面の取替えを行う。
- ・現在設置されている案内サインについては、案内地図の情報更新により使用も可能とする。

①部分的な維持(短期)

- ・管理者は案内板の地図情報について、施設の開設等、地図上に変更が生じた場合、表示内容を変更する。
- ・部分的な変更の場合、修正用シートを利用することができる。

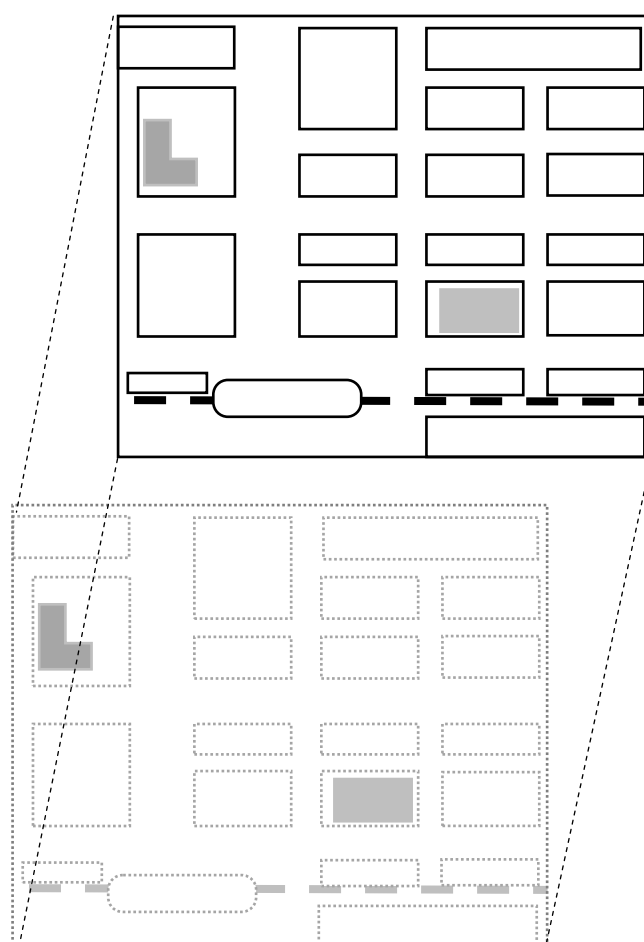
修正用シートを使う場合



②全面的な維持(長期)

- ・表示面の退色が目立ったり、修正済みの箇所が多かったりする上で、地図上に大きな変更が生じた場合等は、表示面全体を取替える。

表示面全体を取替える場合



③既設公共サインの情報更新

- ・日本語表記のみの場合は、英語表記を追加する。
- ・距離表示がない場合は、距離表示を追加する。

(3) 公共サインの管理

① ステッカーの作成

- ・公共サイン本体部には、「管理番号」「設置年月日」「設置場所」「管理者」「連絡先」を記入したステッカー等を貼る。

管 理 番 号	〇〇－〇〇〇〇
設 置 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
設 置 場 所	船橋市〇〇町〇〇番地
管 理 者	船橋市〇〇〇〇課
連 絡 先	〇 4 7－〇〇〇－〇〇〇〇

② 公共サイン管理台帳の作成

- ・設置された公共サインの状況を定期点検や修繕の記録をし、管理を合理的かつ効率的に行うために管理台帳を作成する。管理台帳は都市計画課が保管する。
- ・公共サインの管理者は、公共サインを設置又は修繕を行ったときに、都市計画課に報告する。

- ・管理番号(管理者別の記号・サイン種別の区別がわかるような番号)
- ・設置者
 - ・ 占用許可者
- ・管理者
 - ・ 施工業者
- ・設置年月日
 - ・ 更新履歴(修繕年月日を記載)
- ・設置場所(詳細位置図)
- ・サイン種別(起点・拠点・誘導・名称の区分を示す)
- ・サインの図面(竣工図面等)
- ・現況写真(撮影年月日)

船橋市公共サインガイドライン

発行 船橋市

〒273 - 8501 船橋市湊町 2-10-25

建設局 都市計画部 都市計画課

電話：047 - 436 - 2527 FAX：047 - 436 - 2544

メール：toshikei@city.funabashi.lg.jp

発行日 平成27年8月
